

## 学校保健安全法等に定める感染症発症時の対応について

学校保健安全法等に定める感染症を発症してした場合には、同法令で定められた期間、別表のとおり出席停止の扱いとなります。

発症したときは、保護者から学校へ欠席の連絡をしてください。

治癒後の登校再開に際しては、以下に従ってください。

### 1. 新型コロナウイルス感染症の場合

保護者が記入した治癒報告書を提出してください。

治癒した後、次の様式に必要事項を記入の上、教務課へ提出してください。

【保護者記入様式】「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」

[・様式](#)

[・記入例](#)

### 2. インフルエンザ（疑いを含む）の場合

保護者が記入した治癒報告書を提出してください。

治癒した後、次の様式に必要事項を記入の上、教務課へ提出してください。

【保護者記入様式】「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」

[・様式](#)

[・記入例](#)

### 3. 上記1及び2以外の感染症の場合

医師による登校許可証明書が必要です。

次の様式を病院へ持参、医師に必要事項を記入してもらい、もしくは医師の診断書を発行してもらい、治癒後に教務課へ提出してください。

【様式】「感染症による欠席理由書（学校報告用）」もしくは、様式任意の「医師の診断書」

[・様式](#)

## 別表

## 学校保健安全法等に定める学校において予防すべき感染症と治癒後の提出書類

種類	感染症名	出席停止の期間の基準	治癒後の提出書類	
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エボラ出血熱</li> <li>○痘そう</li> <li>○ペスト</li> <li>○ラッサ熱</li> <li>○ジフテリア</li> <li>○重症急性呼吸器症候群（SARS）</li> <li>○中東呼吸器症候群（MERS）</li> <li>○特定鳥インフルエンザ</li> <li>○新型インフルエンザ等感染症</li> <li>○法令等に基づく指定感染症及び新感染症</li> </ul>	治癒するまで	医師の記入による「感染症による欠席理由書（学校報告用）」	
第二種	○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症した後五日を経過し、かつ、軽快した後一日	保護者の記入による「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」	
	○インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日	保護者の記入による「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○百日咳</li> <li>○流行性耳下腺炎（おたふく風邪）</li> <li>○風しん</li> <li>○咽頭結膜熱</li> <li>○髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○麻しん</li> <li>○水痘（水ぼうそう）</li> <li>○結核</li> </ul>	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	医師の記入による「感染症による欠席理由書（学校報告用）」
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コレラ</li> <li>○腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>○パラチフス</li> <li>○急性出血性結膜炎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○細菌性赤痢</li> <li>○腸チフス</li> <li>○流行性結膜炎</li> <li>○その他の感染症</li> </ul>		